

令和2年7月2日

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q & A
(その2) について (通知)

このことについて、令和2年6月30日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別紙のとおり事務連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症の影響による、夏休み期間中の加算の取扱いについて、次のとおり示されています。

<一部抜粋>

Q28. 新型コロナウイルス感染症の影響で、例年であれば学校が夏季休業等の長期休業になる期間において、学びの保障のために授業を行う場合があります。この場合、授業終了後に放課後等デイサービスを利用するときは授業終了後の単価を適用することとしてよいでしょうか。

また、事業所によっては、授業が無い児童と、授業終了後に利用する児童が混在することが想定されますが、その場合には、学校休業日単価を適用とすることとしてよいでしょうか。

A28. 新型コロナウイルス感染症の影響で、例年であれば長期休業になる期間において、学校が授業を実施する場合、その実施日や授業時間は各市町村の教育委員会又は学校ごとに決めることになると承知しています。これにより、学校の授業が無い児童と、授業終了後に利用する児童が混在することが想定されます。

このように、学校の授業がない児童と、夏季休業期間中の授業終了後に利用する児童が混在する場合でも、地域ごとに定められた夏季休業期間であれば、学校休業日単価を適用することとします。

また、異なる地域の学校に通っているために、夏季休業期間が児童によって違う場合には、今般の新型コロナウイルス感染症の影響への対応の観点から、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することとします。

なお、この場合は特別支援学校等の臨時休業に伴う対応ではないことから、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象とはなりませんので、ご注意ください。

担 当 指導検査グループ

電 話 082-513-3158

(担当者 若林)